

市政全般の情報を皆さんにお知らせします。

市政トピックス

市議会 8月臨時会・9月定例会のお知らせ

議事課 庶務係 (☎95)0137

どなたでも傍聴できます。(傍聴席28席)

○8月臨時会

▼とき 8月26日(水) 午前10時開会

□9月定例会

市政に関する諸案件が審議されます。

○本会議

各議員による一般質問や議案の質疑を行います。

○委員会

議案の内容を詳しく審議します。

▼日程(いずれも午前10時開会)

7日(月) 開会・提案説明

9日(水) 一般質問

10日(木) 一般質問

11日(金) 一般質問

14日(月) 質疑

15日(火) 質疑

17日(木) 予算・決算委員会

18日(金) 企画文教委員会

24日(木) 予算・決算委員会分科会

25日(金) 市民福祉委員会

29日(火) 建設水道委員会

30日(水) 予算・決算委員会分科会

31日(木) 予算・決算委員会分科会

31日(水) 予算・決算委員会

31日(水) 議会運営委員会

31日(水) 討論・採決・閉会

31日(水) 請願・陳情の提出締切日

8月28日(金) 午後5時まで
キヤッチによる市議会放映
▼放映予定日

○9月24日(木)放映

一般質問(9月9日分)

○9月25日(金)放映

一般質問(9月10日分)

○9月28日(月)放映

一般質問(9月11日分)

▼放映時間

午後6時から議会終了まで

▼放映チャンネル デジタル106チャンネル

国民年金第3号被保険者の届出をお忘れなく!

国保医療課 国保年金係

(☎95)0123

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となりますが、職業などによって次の3種類に分かれます。

・第1号被保険者 学生や自営業等の人の人

・第2号被保険者 会社員や公務員等に

・第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者

第3号被保険者の国民年金保険料は配偶者の給料からの天引きではなく、配偶者の加入している厚生年金や共済年金が制度全体として負担する仕組みになっているため、保険料のお支払いは不要です。

しかし、第2号被保険者に扶養されていても配偶者の勤務先に届出をしないと第3号被保険者とはなりません。左表に該当する場合は、必ず届出をしてください。

こんなとき	種別	届出先	必要なもの
会社や役所などに就職したとき	3号→2号	勤務先	年金手帳など
共済組合に加入したとき			
第3号被保険者の配偶者が65歳になったとき(配偶者が第2号被保険者の場合)	3号→1号	市区町村の国民年金担当窓口	年金手帳など
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(離婚・収入増のとき)	3号→1号	市区町村の国民年金担当窓口	年金手帳、喪失証明書など
住所・氏名が変わったとき	3号	配偶者の勤務先	年金手帳など
		住所地の年金事務所	本人確認できるもの
年金手帳をなくしたとき			
配偶者に扶養されるようになったとき(配偶者が第2号被保険者の場合)	1号→3号	配偶者の勤務先	年金手帳など
	2号→3号		

高齢ドライバー教室を開催します

安心安全課 防犯交通係

(☎95)0115

年齢とともに体力や判断力が衰えていることに気づかず、若い頃の感覚のまま運転して事故を起こしてしまうなど、高齢ドライバーの交通事故が多発しています。

高齢ドライバーの特性や交通事故の原因を理解し、安全な運転方法に身につけます。

※この教室は、運転免許更新時の講習とは全く関係ありません。

▼とき 9月25日(金) 午後1時30分～3時30分

※市役所から自動車学校まで送迎バスあり(送迎バスは午後1時市役所発)

▼ところ 知立自動車学校

▼内容 実技講習・実技講習に基づくデイスカッション

※教習車両はATのみです。

▼参加費 無料

▼指導 知立自動車学校指導員

▼参加資格 65歳以上で普通自動車運転免許があり、日常的に運転している人

▼募集人員 20人(申込み順・定員になり次第締切り)

▼申込み 8月18日(火)～9月10日(木)までに安心安全課 防犯交通係へ。(電話申込み可)

がん検診を受けましょう
がん検診無料クーポン券の
届いた人は早めに使用
しましょう

保健センター
(☎82211)

がんは日本人の死因の第1位で、死亡数は年々増え続けています。市では医療機関での個別検診と集団検診を実施しています。早期発見、早期治療のために定期的にがん検診を受けましょう。

一定の条件と年齢の人に送付した「がん検診無料クーポン券」がある人もぜひクーポン券を利用し、健康づくりに役立ててください。日程および内容などは、17ページの健康ガイドをご覧ください。



臨時福祉給付金の支給について

消費税率が8%へ引き上げられたことによる所得の低い人への負担の影響を考慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。

給付金の支給にあたって必要な申請書は、支給対象となると思われる人に郵送します。受付開始は9月1日からです。

給付金の対象者、給付額、申請方法等詳細は、今号の広報折込チラシをご覧ください。



▶問合せ 知立市給付金事務室
(☎83-1111 内線179)

受診されましたか？
特定健診・後期高齢者健診

国保医療課 国保年金係

保健センター
医療係 (☎950151)
(☎82211)

10月になると、インフルエンザ予防接種や風邪などで医療機関が大変混雑することが予想されます。まだ特定健診・後期高齢者健診を受けていない人は、早めの受診をお勧めします。

▼期間 10月31日(土)まで

▼対象者 知立市の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の人

▼持ち物 国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証、受診券兼受診票、健康手帳(保健センターまたは国保医療課窓口で希望者に交付)

▼実施場所 市内の指定医療機関(受診券に同封した案内裏面参照)
※医療機関によっては、予約が必要になります。受診される医療機関でご確認ください。

▼費用 無料(ただし特定健診部分のみ)



臨時職員(保育士)募集 保育士登録しませんか？

子ども課 保育係 (☎950121)

あなたの資格を生かしませんか。保育園で働いてみませんか。

▼勤務場所 公立保育園(勤務先は未定)

▼勤務日 月～土曜日の内週5日

▼勤務時間 午前7時30分～午後7時の間で7時間45分

※勤務日・時間については相談に応じることもできます。

▼必要資格 保育士資格

▼選考方法 随時面接

▼雇用期間 6か月ごとの更新

▼時給 1千150円

▼申込み 子ども課保育係へ

※登録を随時受け付けています。

道路清掃ボランティア団体
(道路愛護会) 募集

土木課 道路工務係 (☎950127)

道路は通勤や通学、日常生活において子どもから高齢者までが利用する最も身近な公共施設の一つであり、また市民の共有の財産でもあります。道路を常に良好な状態に保つためには地域の皆さんの積極的なご協力が必要です。

市ではより良い交通環境の実現のために、道路の清掃ボランティア団体(道路愛護会)を募集しています。

▼愛護会設立の条件

・活動区域100m以上

・構成員5人以上の団体であること

▼活動内容

市が管理する道路で以下の活動を行っていただきます。

・道路および側溝の清掃(月1回以上)

・除草および樹木の剪定(年2回以上)

・樹木の水やり(随時)

・路面、側溝、照明等の施設点検(随時)

※その他詳細な内容については土木課道路工務係へお問合せください。



TEL 0566-83-1111 (代表)
 ※問合せは知立市役所 FAX 0566-83-1141
 E-mail : info@city.chiryu.lg.jp

計量器(はかり)の定期検査

経済課 商工観光係 ☎(95)0125

計量器(はかり)を取引・証明に使用する場合は、定期的に検査を受けなければなりません。

知立市にある「はかり」は、今年が検査実施の年になりますので、対象となる「はかり」がありましたら受検してください。

※受検を忘れて取引・証明に使用しますと、計量法違反行為となり、処罰される場合があります。



▼とき 9月3日(木)・4日(金) 10時～正午、午後1時～3時
 ▼ところ 中央公民館 第2講座室

▼対象業種等

- ・商店、露店および行商等で商品の売買に使用するはかり
- ・病院、学校または保育園等で使用する体重測定用のはかり
- ・病院、薬局等で使用する薬の調剤用のはかり
- ・宅配など運送業者等が貨物の運賃算出用に使用するはかり(取次店も含む)
- ・農業等の生産者等がその生産物等の売買または出荷等に使用するはかり
- ・農協、市場等の団体が流通物資の集荷・出荷等に使用するはかり
- ・工場または事業所等で材料の購入、製品の販売または、サンプル検査等に使用するはかり
- ・飲食店等でメニューにグラム表示

萬福寺の本堂、鐘楼、山門が国の登録有形文化財に登録されます

上重原町本郷にある萬福寺の本堂、鐘楼、山門の3件が国の登録有形文化財(建造物)に登録されます。

知立市では、平成25年に知立神社の本殿、幣殿、拝殿、祭文殿・廻廊、摂社親母神社および茶室が登録を受けて以来2回目となります。

なお、この登録制度は、指定制度補完並びに近代建築物保護を目的として、平成8年に創設された制度です。



▶問合せ 歴史民俗資料館 ☎(83-1133)

のある飲食物を計量するはかり
 ・弁当屋でライスの小売に使用するはかり
 ・質屋または銀行等で金などの取引に使用するはかり等
 ※平成25年9月の定期検査以降に計量器を購入・新設された人、使用を取りやめたり廃棄された人はご連絡ください。

○定期検査に代わる計量士による検査について

・はかりを1日中使っているため検査場所に持ち込むことができない場合

・はかりが複数あり、検査場所への持ち込みに手間がかかる場合

※このような場合は、計量士(国家検査資格)による検査をお勧めします。この検査を受けることにより定期検査が免除されます。

愛知県だより

「ママ・ジヨブ・あいち」で女性の再就職を支援しています

あいち子育て女性再就職サポートセンター ☎052(485)6995

県では、出産、育児等で離職した女性の再就職を支援するため、「あいち子育て女性再就職サポートセンター(ママ・ジヨブ・あいち)」を開設し、仕事への不安や家庭との両立などで迷っている人、悩んでいる人の再就職をサポートしています。

▼とき 月曜～金曜日の午前9時30分～午後6時、土曜日の午前10時～午後5時
 ※祝日・年末年始は除く。

▼ところ 愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 17階(名古屋市中村区)

▼支援内容 相談・カウンセリング、ワークシヨップ、職場実習、再就職相談会など

▼利用料 無料

▼その他 託児あり(予約制・無料)

▼申込み・問合せ あいち子育て女性再就職サポートセンター(〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 FAX052(485)6995 Eメール aichi-mamasapo@ray.ocn.ne.jp)へ。

※予約制のため、電話、Eメール、FAXで事前にお申込みください。

○ホームページ

http://www.pref.aichi.jp/rodofuku-shi/womens-support

